

構造計算適合性判定業務約款



ハウスプラス住宅保証株式会社

第 1 条（契約の締結）

建築主又は国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の長等若しくはこれらの代理人（以下「甲」という。）及びハウスプラス住宅保証株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則（以下「施行規則」という。）、これに基づく命令、告示、条例及び法第 77 条の 35 の 8 に規定する委任都道府県知事が定める基準を遵守し、この約款（構造計算適合性判定申請書又は計画通知書及び構造計算適合性判定受付書（以下「受付書」という。）を含む。以下同じ。）、乙が別に定める「ハウスプラス住宅保証株式会社構造計算適合性判定業務規程」（以下「業務規程」という。）及び構造計算適合性判定業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第 2 条（構造計算適合性判定業務）

前条により乙の行う構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務は、法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 4 項の規定により、当該判定申請を受付けた日から 14 日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定通知書（施行規則別記第 18 号の 8 様式又は第 42 号の 12 の 8 様式）」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書（施行規則別記第 18 の 9 様式又は第 42 条の 12 の 9 様式）」（以下総称して「通知書等」という。）を甲に交付することとする。

第 3 条（甲の責務）

甲は、法及びこれに基づく命令等によるほか業務規程に従い、構造計算適合性判定申請書その他判定の業務に必要な図書（以下総称して「判定申請図書等」という。）を乙に提出しなければならない。

- 2 甲は、判定申請図書等にその内容が事実と相違ない事を記載しなければならない。
- 3 甲が乙に提出する判定申請図書等（業務規程に従い補正された判定申請図書等又は追加説明書を含む）の記載事項は、対象建築物の建築確認を行う建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に提出する確認申請書、意匠図、構造図及び構造計算書（以下「確認申請図書等」という。）の記載事項と整合させなければならない。
- 4 甲は、乙又は対象建築物の建築確認を行う建築主事等の指摘を受け判定申請図書等又は確認申請図書等の訂正、修正を行った場合は、両方の図書に不

整合が生じないよう確認し、すみやかに訂正、修正を行った図書を乙と対象建築物の建築確認を行う建築主事等に提出しなければならない。

- 5 甲は、乙の請求があるときは、乙の判定の業務の遂行に必要な範囲内において、受付書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、手数料規程に基づき算定された額の手数料を、第6条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 7 甲は、乙の判定の業務において、申請に係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書により甲に対してその旨及びその理由を通知したときは、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 8 前項の場合において、判定申請図書等に不備（甲が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合又は判定申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合で、乙が甲に対して期限を定めて当該判定申請図書等の補正又は当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）を求めたときは、甲は定められた期限までに遅滞なく補正又は追加説明書の提出を行わなければならない。

第4条（乙の責務）

乙は、法及びこれに基づく命令等によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定の業務を行わなければならない。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、受付書に定められた判定の業務を第5条に規定する期日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第5条（業務期日）

乙の業務期日は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第4項の規定により、当該判定申請を受け付けた日から14日目の日とする。

- 2 乙は、甲が第3条に定める責務を怠ったとき、天災、その他の乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、当該原因が生じてからその状況が解消されるまでの日数に応じて、申請者に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。

第6条（支払期日）

甲の支払期日は、乙が受付書に伴い甲に対して発行した請求書に記載日とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項に掲げる判定手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、通知書等を引渡さないことができる。この場合において、乙が通知書等を引渡さないことによって甲に損害が生じたとしても乙は一切の責任を負わないものとする。

第7条（判定手数料の支払方法）

甲は、手数料規程に基づく判定手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みに要する手数料は甲の負担とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

第8条（通知書等交付前の計画の変更）

甲は、通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、当初の申請を取り下げなければならない。取り下げ前に引き続き、変更後の対象建築物等の計画の判定の申請を乙に提出する場合は、別件として改めてこれを行なわなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第9条第2項の契約解除があったものとする。

第9条（甲の解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、業務を第5条に定める業務期日までに完了せず、又はその見込みのないとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除するこ

とができる。

- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定手数料が既に支払われているときはこの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害についてその賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）の場合、乙は、判定手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該判定手数料がいまだ支払われていないときはこの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第10条（乙の解除権）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、判定手数料を支払期日までに支払わないとき。
 - (2) 第3条第6項に掲げる場合において、定められた期限までに補正された判定申請書等又は追加説明書が提出されないとき。
 - (3) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正がされないとき。
 - (4) 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、判定手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また判定手数料がいまだ支払われていないときはこの支払いを甲に請求することができる。乙は、同契約解除によって甲に損害が生じたとしても甲は乙に対し何らの金銭賠償等の請求をすることができないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第11条（甲乙の責任）

甲乙は、この契約に関し損害を受けた場合において、第6条の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの判定手数料の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるとき、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した判定申請図書等に虚偽の記載があったことその他甲の責めに帰すべき事由
- (2) 甲が乙に提出した判定申請図書等（業務規程に従い補正された判定申請図書等又は追加説明書を含む）と、対象建築物の建築確認を行う建築主事等に提出した確認申請図書等との記載事項が整合していない場合
- (3) 乙に故意又は重大な過失がなく、乙の予見不可能な事情により乙の確認検査業務に誤りが生じたとき。
- (4) 前各号のほか、乙の責めに帰することができない事由

第 12 条（個人情報保護）

乙は、判定の業務に関して知り得た個人情報について、別途公表する個人情報保護方針により取り扱うものとする。

第 13 条（秘密情報の保持）

乙は、判定の業務に関して知り得た対象建築物等の名称、所在地、面積、契約内容等の情報（以下「秘密情報」という。）を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。ただし、官公庁、監視委員会又は法令上守秘義務を負う者の法的拘束力のある要求又は法令に基づき秘密情報の開示を強制される場合には、必要最小限の範囲でこれを開示するものとする。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 既に公知の情報である場合又はこの契約上の義務に違反せずに公知となった場合
- (2) この契約を締結する前から保有していた独自の情報である場合
- (3) 開示前に第三者から守秘義務を負わずに適法に取得した情報である場合
- (4) 法律上、開示・訂正・利用停止・抹消を義務づけられた情報である場合又は公的機関から適正な手続により開示を要請された情報である場合
- (5) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

第 14 条（電子申請による場合の特則）

甲は、第 3 条 1 項の提出を Houseplus Portal Website（以下「ポータルサイト」という。）上に申請図書等の電磁的記録（以下「申請図書データ」という。）をアップロードする方法（以下「電子申請」という。）によりすることができる。

2 乙は、申請図書データが乙の管理する電子計算機に記録された時をもって

- 申請図書データが乙に到達したものとみなす。
- 3 乙が電子申請に係る業務を実施する事務所は、業務規程に定める事務所とする。
 - 4 乙が電子申請に係る業務を実施する時間及び休日は、業務規程に定める通りとする。
 - 5 乙は、通知書等の交付時における副本の交付方法について、甲と別途協議できる。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。
- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
 - 3 甲又は乙は、相手方が前 2 項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

第 16 条（合意管轄）

甲と乙との間でこの契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じ、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条（準拠法）

この契約は、日本国法に準拠するものとする。

第 18 条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

2007	年	6	月	20日	制定
2009	年	5	月	1日	改定
2009	年	6	月	17日	改定
2010	年	6	月	1日	改定
2015	年	6	月	1日	改定
2022	年	4	月	1日	改定
2024	年	12	月	1日	改定